

平成29年度水質検査計画を策定しました

水道企業団では、市民のみなさんに安心して水道水をご利用いただくために、法令等に基づいて水質検査計画を策定し、水質検査をおこないます。

平成29年度水質検査計画はホームページで全文を閲覧できます

水質検査では、次の検査をおこないます。

☆毎日検査

水道法施行規則第15条第1項第1号の規定に基づき、各浄配水場（4か所）の出口より採水し、（色、にごり、消毒の残留効果等について）毎日検査をおこないます。

また、桶川・北本市内の13か所の給水栓においても、同様の検査をおこないます。

☆水質基準項目の検査

各浄配水場の系統ごとに、水道法第4条に基づく水質基準に関する項目の一部または全部の検査を毎月おこないます。

水質基準は、健康に関連する項目（31項目）と、水道水が有すべき性状に関連する項目（20項目）に分けられます。

健康に関連する項目は、人が生涯にわたり飲み続けても健康に影響のない水準に基づき、安全性を十分考慮して基準が設定されています。そして、水道水が有すべき性状に関連する項目は、生活利用上（味、色、におい等）または施設管理上（水道管の腐食防止等）障害がおこらないように

基準が設定されています。

なお、水源等の原水についても年1回検査をおこないます。

☆水質管理目標

設定項目の検査

厚生労働省は水質基準を補完する目的で水質管理目標設定項目を定めています。

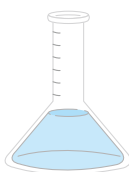
各浄配水場の系統ごとに、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期すために年1回検査をおこないます。

☆放射性物質の検査

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い、特定の検査機関に依頼し放射性物質の検査をおこないます。

☆水質検査の方法

水質検査は、水道企業団及び厚生労働省の登録を受けた検査機関に依頼しておこないます。



●問い合わせ

浄水課 水質係

048-591-2775(代)

指定給水装置工事事業者情報～水道工事ができます～

☆給水装置の新設、改造、修繕または撤去の水道工事は、指定給水装置工事事業者以外では施工できません。必ず水道企業団の指定給水装置工事事業者に水道工事を依頼してください。

指定給水装置工事事業者(新規指定)			
事業者名	代表者	所在地	電話番号
マツオ興業(株)	松尾 弘弥	比企郡川島町上伊草821-1	049-297-0792
(同)マツザキ	松崎 康行	上尾市壺丁目55-3-201	048-717-5424
エバーリンクス(株)横浜支店	松本 英隆	神奈川県横浜市中区弥生町2-17 ストークタワー大通り公園1-202号	045-253-8731
(株)春日部設備工業	小野 幸人	春日部市西金野井369-1	048-739-6635

指定給水装置工事事業者(所在地等変更)			
事業者名	代表者	所在地	電話番号
(株)享和	立川 亨	白岡市下野田809	0480-92-2345
新和機設(株)	新 圭司	熊谷市佐谷田153-7	048-522-0659
(株)金子設備	金子 光利	上尾市小泉9-3-14	048-773-6057

指定給水装置工事事業者一覧表は、桶川北本水道企業団ホームページ(<http://water-okekita.jp/>)でご覧いただけます。
トップページ>業務案内>指定給水装置工事事業者一覧表